公益社団法人日本語教育学会
代表理事・業務執行理事の職務権限細則

制　　定　2017 年 7 月 23 日
　　2017 年度第 3 回理事会
改　　定　2019 年 7 月 7 日
　　2019 年度第 3 回理事会
改　　定　2021 年 6 月 20 日
　　2021 年度第 3 回理事会
改　　定　2023 年 7 月 2 日
　　2023 年度第 3 回理事会
改　　定　2025 年 7 月 6 日
　　2025 年度第 3 回理事会

第１章　総則

（目的）

第1条　この細則は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）の定款第 27 条、および、理事の職務権限規程第 5 条、第 6 条に基づき、本会の代表理事と業務執行理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第２章　代表理事・業務執行理事の職務権限

（代表理事）

第2条　代表理事の職務権限を、別表のとおり定める。

（業務執行理事）

第3条　業務執行理事の職務権限を、別表のとおり定める。

第３章　雑則

（細則）

第4条　この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は理事会の議決により別に定める。

（改廃）

第5条　この細則の改廃は、理事会の議決による。

附　則
この細則は、2017年7月23日から施行する。

附　則
この細則は、2019年7月7日から施行する。

附　則
この細則は、2021年6月20日から施行する。

附　則
この細則は、2023年7月2日から施行する。

附　則
この細則は、2025年7月6日から施行する。

代表理事・業務執行理事の職務権限細則・別表

任期：2025 年 7 月 6 日～2027 年代議員総会の日

	決裁事項	代表理事 （会長）	代表理事 （副会長）	業務執行理事 （副会長）	
Ⅰ　組織					
1	総務	●	○	―	―
2	ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ等	●	○	―	―
3	財務	●	―	○	―
4	寄附・基金運用	●	―	○	―
Ⅱ　事業					
5	大会	●	―	―	○
6	支部活動	●	―	―	○
7	チャレンジ支援	●	―	○	―
8	調査研究推進	●	―	○	―
9	社会啓発	●	―	―	○
10	広報	●	―	―	○
11	学会誌	●	―	―	―
12	連携協力	●	―	―	―
13	国際連携	●	―	―	―
14	表彰	●	―	―	―
15	受託	●	―	―	―
Ⅲ　その他					
16	中期計画	●	○	―	―

●：会長は全ての最終決定権限を有する。

○：各副会長の担当

会長は、本学会の業務全体を執行する。

副会長は、「代表理事・業務執行理事の職務権限細則別表」に基づき本学会の業務を分担執行する。

常任理事は、会長・副会長を補佐する。

常任理事・理事の各担当は理事改選後の理事会で定める。